

水道水の水質基準

水質基準項目		基準	定量下限値	
健康に関する項目	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	
	2	大腸菌	検出されないこと。	
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	0.0003mg/L
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	0.00005mg/L
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	0.002mg/L
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	0.004mg/L
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	0.2mg/L
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	0.08mg/L
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	0.01mg/L
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	0.0002mg/L
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	0.005mg/L
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	0.004mg/L
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	0.002mg/L
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005mg/L以下であること。	0.000005mg/L
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	22	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	0.06mg/L
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	0.002mg/L
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	0.006mg/L
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	0.003mg/L
	26	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.01mg/L
	27	臭素酸	0.01mg/L以下であること。	0.001mg/L
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.01mg/L
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	0.003mg/L
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	0.003mg/L
	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。	0.009mg/L
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	0.008mg/L
性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	0.005mg/L
	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	0.005mg/L
	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	0.01mg/L
	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。	0.005mg/L
	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	4mg/L
	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	0.005mg/L
	39	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	2mg/L
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	4mg/L
	41	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	1mg/L
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	0.02mg/L
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。	0.000001mg/L
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。	0.000001mg/L
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	0.005mg/L
	46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	0.0005mg/L
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。	0.3mg/L
	48	pH値	5.8以上8.6以下であること。	
	49	味	異常でないこと。	
	50	臭気	異常でないこと。	
	51	色度	5度以下であること。	0.5度
	52	濁度	2度以下であること。	0.1度

プール水の水質基準

水質基準項目		基準	定量下限値	
検査項目	1	大腸菌	検出されないこと。	
	2	一般細菌	200CFU/mL以下であること。	
	3	過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下であること。	0.2mg/L
	4	pH値	5.8以上8.6以下であること。	
	5	濁度	2度以下であること。	0.1度
	6	総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましいこと。	0.01mg/L